

令和3年4月2日

## 令和3年度報酬改定等に伴う基本報酬及び加算の届出について（障害児支援関係）

令和3年度報酬改定等に伴い一部のサービスについて基本報酬の見直し、加算の新設又は算定要件の見直しがあります。

通常、介護給付費等の算定に係る届出が必要な基本報酬及び加算については、加算を算定する前月の15日までに届出が必要ですが、国の報酬告示時期を踏まえ、今回新設又は変更される加算については、令和3年4月15日(木)【必着】まで提出期限を延長しますので、次により加算の届出を行っていただくようお知らせします。

### 1 基本報酬が見直しされるサービスについて

次のサービスについては、報酬改定により基本報酬の見直しがなされます。見直しにより届出が必要な事業所は届出を行ってください。変更が無ければ届出は不要です。

#### ① 児童発達支援

医療的ケア児に係る判定基準に見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分において、当該判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

医療的ケア児に係る基本報酬を算定する事業所は届出を行ってください。それ以外の事業所は届出は不要です。

#### ② 放課後等デイサービス（主として重症心身障害児以外）

児童発達支援と同様、医療的ケア児の基本報酬区分が創設されます。

また、指標判定児の区分分けが廃止され、区分1（提供時間3時間以上）と区分2（提供時間3時間未満）となります。

医療的ケア児に係る基本報酬の算定又は提供時間変更による区分変更がある事業所は届出を行ってください。それ以外の事業所は届出は不要です。

### 2 要件が見直しされる加算について

次の加算については、報酬改定により加算要件等の見直しがなされます。

4月から新たに当該加算を算定される事業所は届出を行ってください。

#### ① 看護職員加配加算【見直し】（児童発達支援、放課後等デイサービス）

<主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所>

主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては、医療的ケアを

行うために必要な看護職員の配置の費用を含んだ医療的ケア児の基本報酬区分を創設することから、看護職員加配加算は廃止する。廃止に伴う加算取り下げの届出は不要です。

＜主として重症心身障害児を通わせる事業所＞

加算の要件を「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直す。

新たに加算を算定する事業所は届出を行ってください。それ以外の事業所は届出は不要です。

## ② 児童指導員等加配加算【見直し】及び 専門的支援加算【新設】（児童発達支援、放課後等デイサービス）

児童指導員等加配加算（Ⅰ）の報酬単価を見直すとともに、児童指導員等加配加算（Ⅱ）を廃止する一方、支援の質を向上させる観点から、専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者）を1名以上加配（常勤換算による算定）して行う支援を評価する加算を創設する。

※ 児童発達支援における専門的支援加算の算定要件については、対象となる未就学児への支援に当たり、特に集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が必要であることから、児童福祉事業について5年以上経験のある保育士・児童指導員についても、専門職の職種の対象に含めることとする。（放デイは、5年以上経験のある保育士・児童指導員であっても、専門職の職種の対象外です。）

難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。

児童指導員等加配加算の廃止に伴う加算取り下げの届出は不要です。専門的支援加算を新たに算定する事業所は届出を行ってください。それ以外の事業所は届出は不要です。

## ③ 個別サポート加算（Ⅰ）（Ⅱ）

加算を算定するにあたり、県への届出は不要です。

加算要件については、報酬告示等の他、以下の通知もご確認下さい。

### ・個別サポート加算（Ⅰ）

令和3年4月以降の5領域11項目の調査等に係る調査方法等について（令和3

年3月29日)

- ・個別サポート加算（Ⅱ）  
個別サポート加算（Ⅱ）の取扱いについて（令和3年3月31日）

### 3 その他の加算について

提出期限の延長は報酬改定による見直しや新設となった加算のみが対象ですので、それ以外の加算を新たに取得する場合は、従前どおり、算定する前月の15日までに届出が必要です。なお、4月以降同じ内容の加算を算定する場合、届出は不要です。

### 4 提出方法

郵送又は持参（メール及びFAXでの届出は受け付けません。）

### 5 届出期限

令和3年4月15日(木)【必着】

※期限までに届出がない場合は令和3年4月1日からの算定はできません。

### 6 提出書類

- (1) 変更届（様式第3号）
- (2) 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等に関する届出書
- (3) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- (4) 各加算に係る届出書及びその添付書類（資格証、実務経験証明書等）
- (5) 勤務形態一覧表